

令和4年8月19日

議会運営委員会

委員長 森 和 臣 様

議会改革検討協議会

座長 笹川 理

協議結果について（報告⑬）

当協議会では、議会機能のより一層の充実強化に向けて協議・検討を行っておりますが、このたび、「議会開会中の動画の撮影許可」及び「決算審査のあり方」について、下記のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

記

1 議会開会中の動画の撮影許可について（別添1）

本会議、委員会における会派（無所属議員含む）による動画撮影については、撮影者の事前許可や撮影場所、撮影画像の加工・編集等について詳細なルールを定めた上で認めることと了承となりました。

2 決算審査のあり方について（別添2）

今年度における決算審査については、令和元年度と同じく「委員会の質疑・質問等に関する申合せ事項」に基づき、決算関連議案に対する質疑に限定して実施することと了承となりました。

なお、本協議会としては、今年度の決算審査の終了後には、今期4年間の審査について検証し、来期以降における決算審査のあり方について検討を行います。

会派等撮影者による動画撮影等に関する申合せ事項（案）

大阪府議会における議会開会中の撮影等の許可等に関する要領に基づく、各会派議員団又は無所属議員が派遣する撮影者（以下「会派等撮影者」という。）による動画の撮影、編集及び公表（以下「動画撮影等」という。）に関し、以下のとおり申し合わせるものとする。

1 動画の撮影の許可申請

議会における活動を府民に広報することを目的とする場合に限り、各会派議員団又は無所属議員は、大阪府議会における議会開会中の撮影等の許可等に関する要領第2条に定める申請を行い、許可を受けたのち動画の撮影を行うことができる。

2 会派等撮影者

- (1) 会派等撮影者は、1議員当たり1名とし、あらかじめ議長又は委員長に許可された者に限る。
- (2) 会派等撮影者に変更があった場合は、速やかに改めて申請すること。
- (3) 会派等撮影者は、動画の撮影の際には、大阪府議会傍聴規則、大阪府議会委員会傍聴規則、大阪府議会における議会開会中の撮影等の許可等に関する要領及び大阪府議会における撮影等に関する遵守事項（以下「傍聴規則等」という。）を遵守すること。

3 動画の編集及び公表

- (1) 議会の品位を損なうような編集及び公表をしないこと。
- (2) 質疑・質問及び答弁の趣旨を損なうような編集及び公表をしないこと。
- (3) 動画中に他の傍聴人が映っていた場合は、個人が特定できないように編集した上、公表すること。
- (4) 取扱いを留保された発言がある場合若しくは発言の取消又は訂正の申し出を行っている場合は、その取扱いが決定するまで動画を公表しないこと。
- (5) 動画を公表する前には、必ず議会中継（録画中継）において、自己の発言の取消又は訂正箇所の確認を行い、同様に編集した上、公表すること。
- (6) 動画を公表する際は、動画撮影等の責任者として、会派議員団名及び議員名を記載し、大阪府議会の公式記録でないことの注記を付すこと。

4 会派議員団及び議員の責務

- (1) 会派議員団及び議員は、会派等撮影者に対し、傍聴規則等を遵守させなければならない。
- (2) 会派議員団及び議員は、動画撮影等及び管理における一切の責任を負うこと。

「大阪府議会における議会開会中の撮影等の許可等に関する要領」の一部改正について

現 行	改 正 案																														
<p>(撮影等ができる者等) 第3条 (略) (1)・(2) (略) (3) <u>各会派議員団</u>が派遣する撮影者及びその関係する政党機関紙の記者(以下「<u>会派撮影者等</u>」という。) (4) <u>前3号</u>に掲げる者以外で報道を業として行う者(以下「報道関係記者」という。)</p> <p>(許可証) 第4条 (略) 2 許可証の有効期間は、交付の日から当該年度末日までとする。ただし、<u>報道関係記者</u>の許可証については、<u>交付の日</u>に限る。</p> <p>(許可を受けた者の遵守事項) 第5条 (略) (1) 議場等に入場し撮影等を行おうとするときは、必ず許可証及び自社腕章又は社員証の類を着用すること。 (2)～(4) (略)</p> <p>別表(第3条関係) 撮影等場所及び使用機器(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="159 1059 1077 1276"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>撮影等の許可を受けた者</th> <th>使用機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">傍聴席 (撮影場所)</td> <td>府政記者</td> <td>カメラ、TVカメラ</td> </tr> <tr> <td><u>会派撮影者等</u>、報道関係記者</td> <td>カメラ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">委員会室 (撮影場所)</td> <td>府政記者</td> <td>カメラ、TVカメラ</td> </tr> <tr> <td>教育記者、<u>会派撮影者等</u>、<u>報道関係記者</u></td> <td>カメラ</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 議場(撮影場所)、傍聴席(撮影場所)及び委員会室(撮影場所)におけるTVカメラの撮影は、別に定める撮影場所に限る。ただし、議会広報番組制作に係る場合はこの限りではない。 備考2 (略)</p>	場 所	撮影等の許可を受けた者	使用機器	傍聴席 (撮影場所)	府政記者	カメラ、TVカメラ	<u>会派撮影者等</u> 、報道関係記者	カメラ	委員会室 (撮影場所)	府政記者	カメラ、TVカメラ	教育記者、 <u>会派撮影者等</u> 、 <u>報道関係記者</u>	カメラ	<p>(撮影等ができる者等) 第3条 (略) (1)・(2) (略) (3) <u>各会派議員団関係の政党機関紙の記者</u>(以下「<u>政党記者</u>」という。) (4) <u>各会派議員団又は無所属議員</u>が派遣する撮影者(以下「<u>会派等撮影者</u>」という。) (5) <u>前4号</u>に掲げる者以外で報道を業として行う者(以下「報道関係記者」という。)</p> <p>(許可証) 第4条 (略) 2 許可証の有効期間は、交付の日から当該年度末日までとする。ただし、<u>会派等撮影者及び報道関係記者</u>の許可証については、<u>許可を受けた会議年月日</u>に限る。</p> <p>(許可を受けた者の遵守事項) 第5条 (略) (1) 議場等に入場し撮影等を行おうとするときは、必ず許可証及び自社腕章又は社員証の類を着用すること。<u>ただし、会派等撮影者においては、許可証のみを着用する。</u> (2)～(4) (略)</p> <p>別表(第3条関係) 撮影等場所及び使用機器(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1144 1059 2063 1348"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>撮影等の許可を受けた者</th> <th>使用機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">傍聴席 (撮影場所)</td> <td>府政記者</td> <td>カメラ、TVカメラ</td> </tr> <tr> <td><u>会派等撮影者</u></td> <td>カメラ、ビデオカメラ</td> </tr> <tr> <td><u>政党記者</u>、報道関係記者</td> <td>カメラ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">委員会室 (撮影場所)</td> <td>府政記者</td> <td>カメラ、TVカメラ</td> </tr> <tr> <td><u>会派等撮影者</u></td> <td>カメラ、ビデオカメラ</td> </tr> <tr> <td>教育記者、<u>政党記者</u>、<u>報道関係記者</u></td> <td>カメラ</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 議場(撮影場所)、傍聴席(撮影場所)及び委員会室(撮影場所)における撮影は、別に定める撮影場所に限る。ただし、議会広報番組制作に係る場合はこの限りではない。 備考2 (略)</p>	場 所	撮影等の許可を受けた者	使用機器	傍聴席 (撮影場所)	府政記者	カメラ、TVカメラ	<u>会派等撮影者</u>	カメラ、ビデオカメラ	<u>政党記者</u> 、報道関係記者	カメラ	委員会室 (撮影場所)	府政記者	カメラ、TVカメラ	<u>会派等撮影者</u>	カメラ、ビデオカメラ	教育記者、 <u>政党記者</u> 、 <u>報道関係記者</u>	カメラ
場 所	撮影等の許可を受けた者	使用機器																													
傍聴席 (撮影場所)	府政記者	カメラ、TVカメラ																													
	<u>会派撮影者等</u> 、報道関係記者	カメラ																													
委員会室 (撮影場所)	府政記者	カメラ、TVカメラ																													
	教育記者、 <u>会派撮影者等</u> 、 <u>報道関係記者</u>	カメラ																													
場 所	撮影等の許可を受けた者	使用機器																													
傍聴席 (撮影場所)	府政記者	カメラ、TVカメラ																													
	<u>会派等撮影者</u>	カメラ、ビデオカメラ																													
	<u>政党記者</u> 、報道関係記者	カメラ																													
委員会室 (撮影場所)	府政記者	カメラ、TVカメラ																													
	<u>会派等撮影者</u>	カメラ、ビデオカメラ																													
	教育記者、 <u>政党記者</u> 、 <u>報道関係記者</u>	カメラ																													

現 行

改 正 案

様式第1号 (第2条関係) (抜粋)

様式第1号 (第2条関係) (抜粋)

(会派議員団用)

年 月 日

様

会 派 名
代 表 者 名

撮 影 許 可 願

議員の写真撮影のため、次のとおり許可願います。

記

- 1 会議年月日
- 2 撮影場所
- 3 使用機器

(会派議員団又は無所属議員用(写真))

年 月 日

様

会 派 名
代 表 者 名

撮 影 許 可 願

議員の写真撮影のため、次のとおり許可願います。

記

- 1 会議年月日
- 2 撮影場所

(会派議員団又は無所属議員用(動画))

年 月 日

様

会 派 名
代 表 者 名

撮 影 許 可 願

議員の動画撮影のため、次のとおり許可願います。

記

- 1 会議年月日
(撮影年月日)
- 2 撮影場所
- 3 被撮影者
(議員名)
- 4 撮影者氏名(1名)
(会派又は被撮影者との関係)

様式第2号 (第3条関係) (抜粋)

様式第2号 (第3条関係) (抜粋)

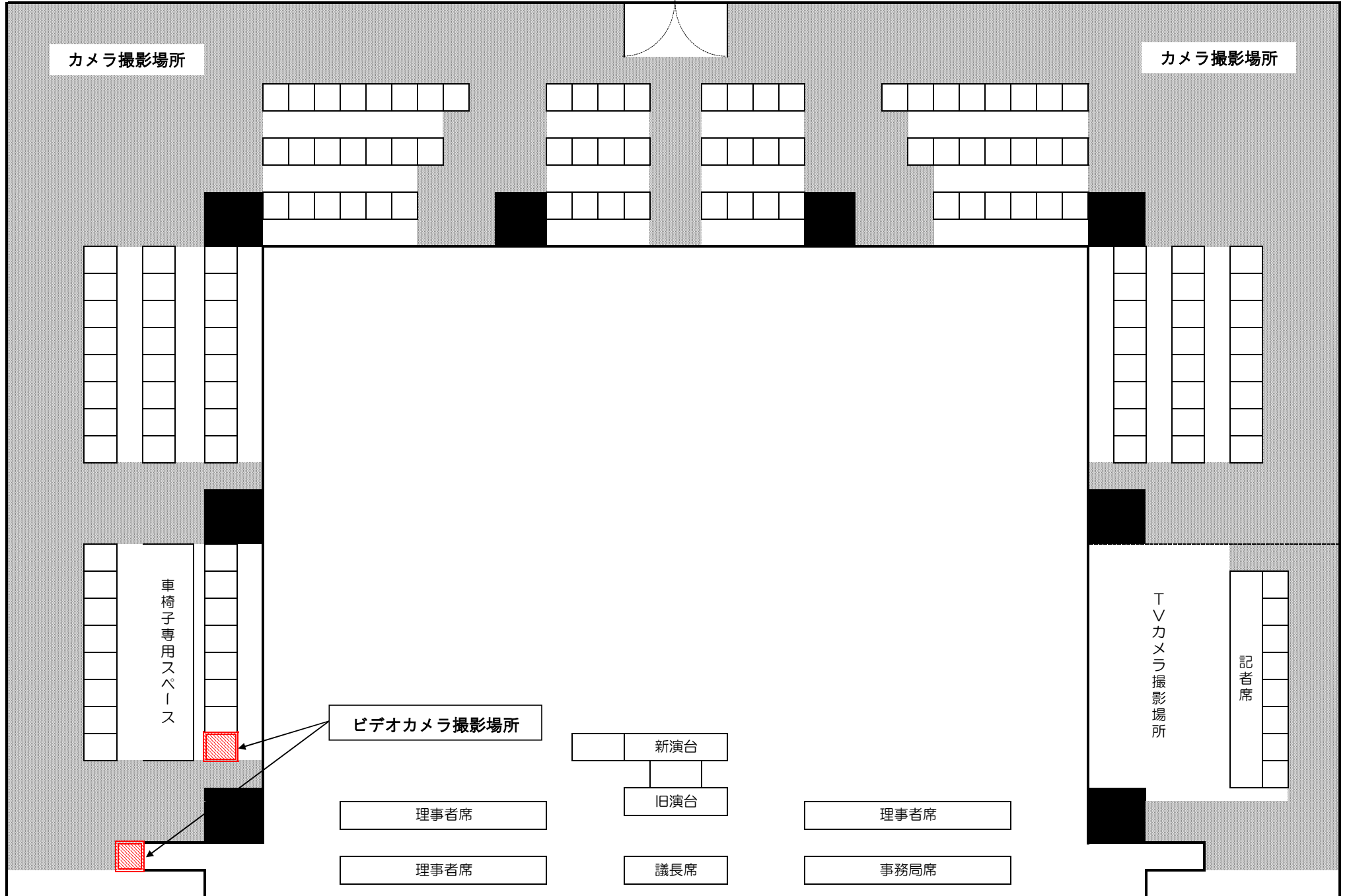
(桃色)

(桃色)

<p>大阪府議会 撮影許可証 政党機関紙名又は会派名</p> <p>有効期限 年 月 日 大阪府議会事務局</p>	<p>No. _____</p> <p>遵守事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 傍聴席及び委員会室に入場し撮影しようとするときは、必ず本証及び自社腕章又は社員証の類を着用すること。 2 傍聴席及び委員会室では、傍聴規則及び委員会傍聴規則を守るほか、係員の指示に従うこと。 3 本証を汚損し、又は紛失したときは、速やかに議会事務局議事課へ届け出ること。 4 有効期限の過ぎた許可証は、速やかに議会事務局議事課へ返還すること。
--	--

<p>大阪府議会 撮影許可証 会派名又は議員名</p> <p>有効期限 年 月 日 大阪府議会事務局</p>	<p>No. _____</p> <p>遵守事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 傍聴席及び委員会室に入場し撮影しようとするときは、必ず本証を着用すること。 2 傍聴席及び委員会室では、傍聴規則及び委員会傍聴規則を守るほか、係員の指示に従うこと。 3 本証を汚損し、又は紛失したときは、速やかに議会事務局議事課へ届け出ること。 4 有効期限の過ぎた許可証は、速やかに議会事務局議事課へ返還すること。
---	---

傍聴席（3階）



カメラ撮影場所

カメラ撮影場所

車椅子専用スペース

ビデオカメラ撮影場所

新演台

旧演台

理事者席

理事者席

理事者席

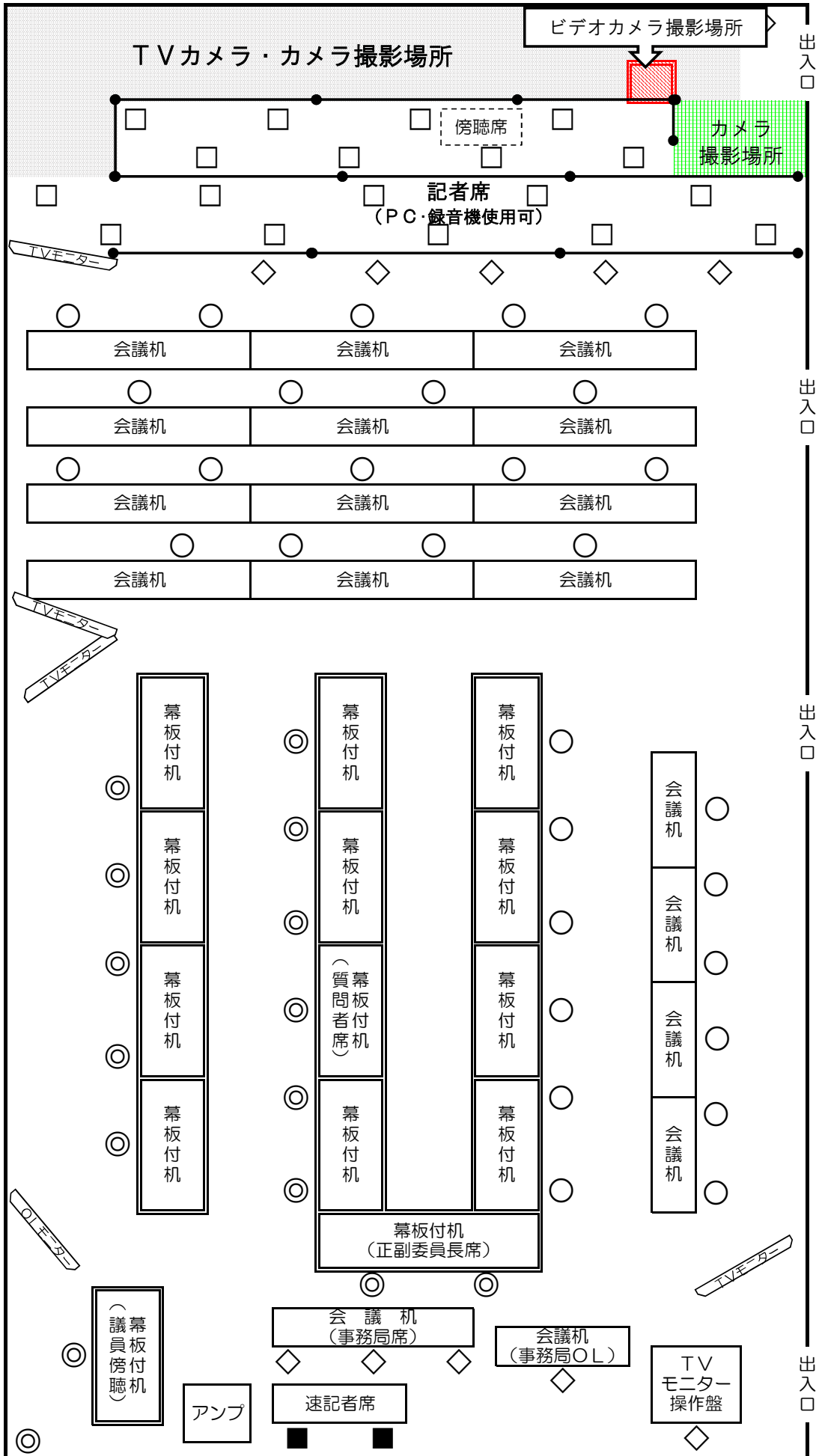
議長席

事務局席

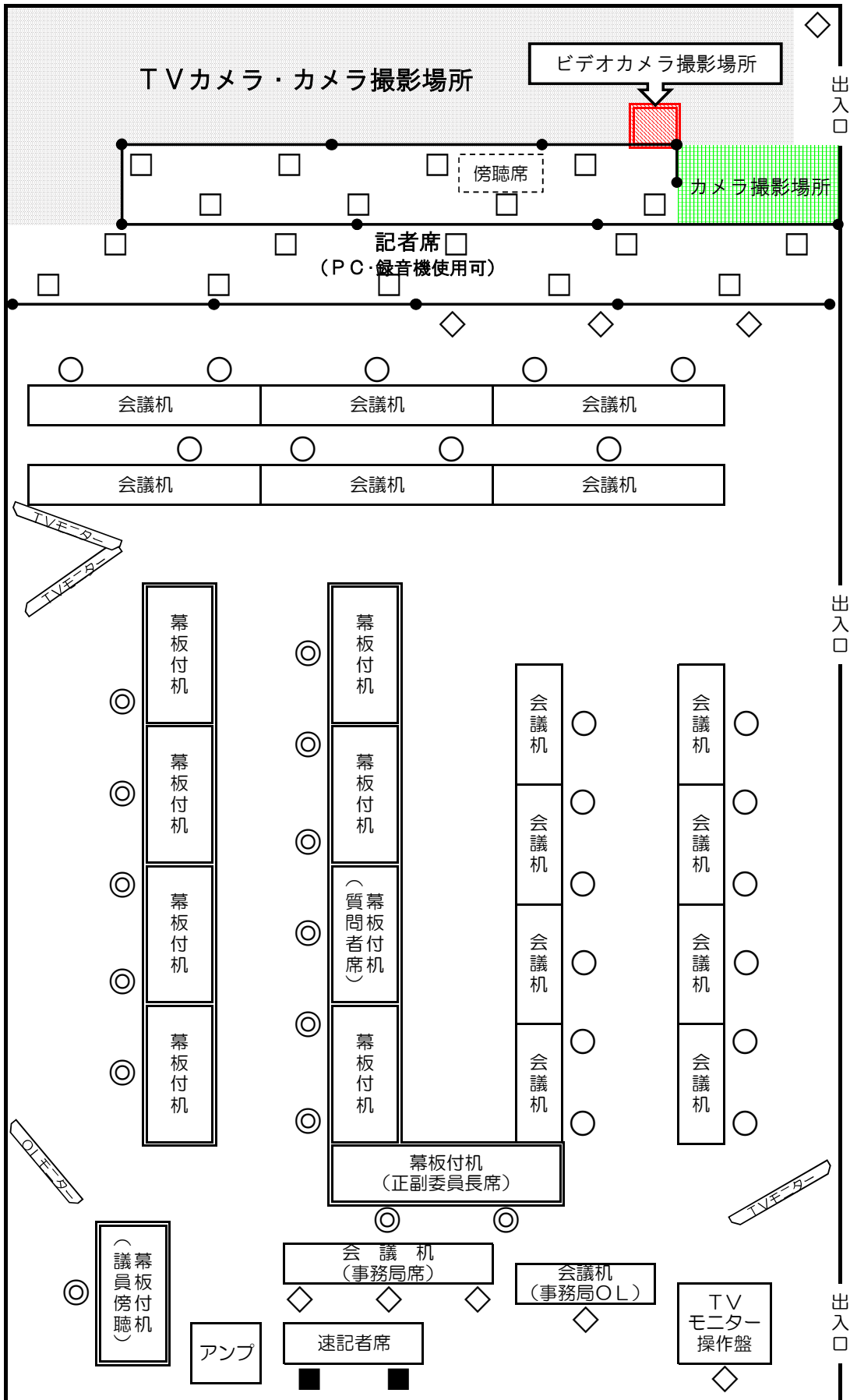
TVカメラ撮影場所

記者席

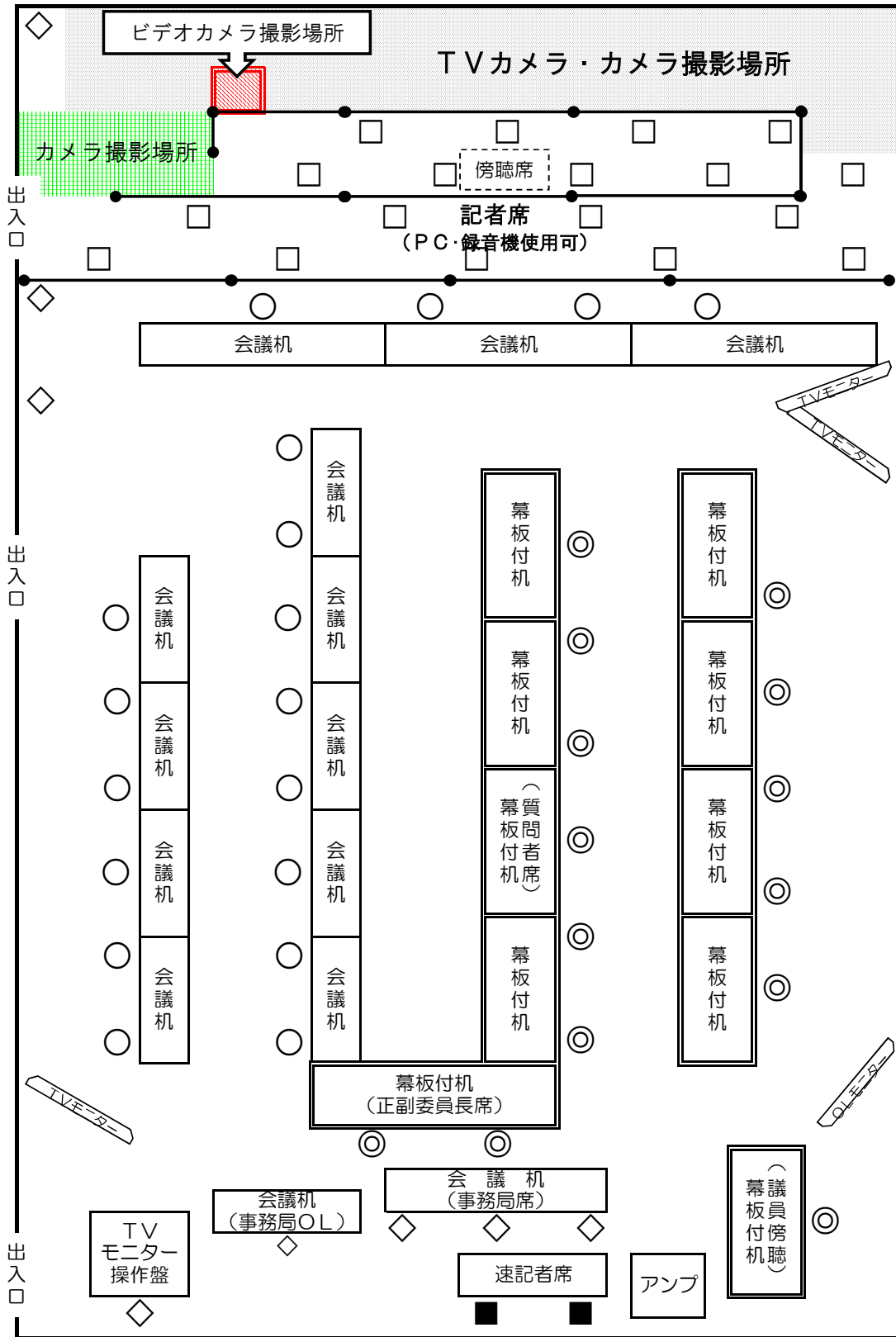
第1委員会室



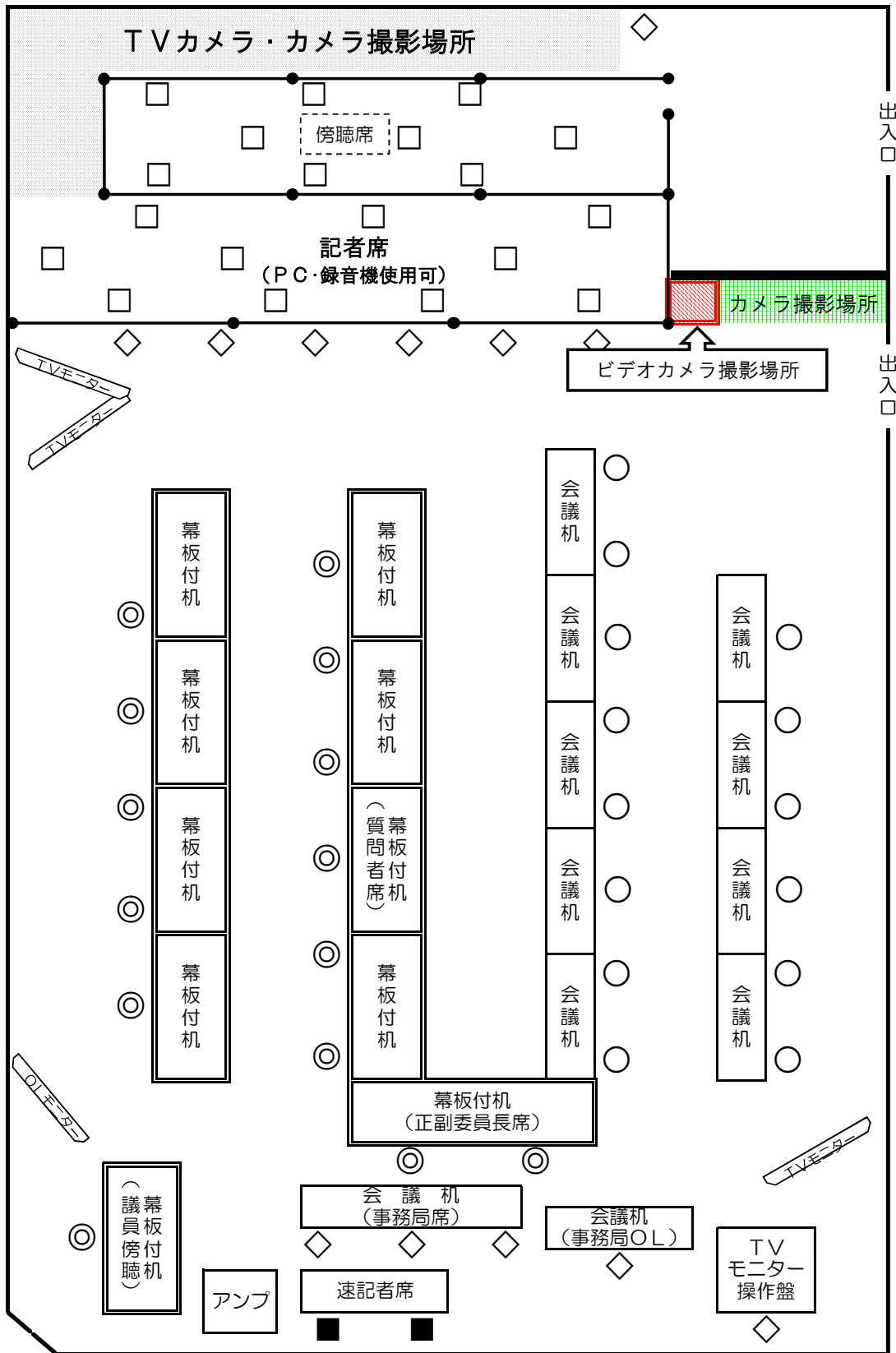
第2委員会室



第3委員会室



第4委員会室



第1委員会室（知事質問時）

